

退職後の医療保険（健康保険）制度について

公立学校共済組合員の方は、退職と同時に現在の資格を喪失し、被扶養者についても同時に資格を喪失します。そのため、退職後に新たな医療保険制度に加入する必要があります。

退職後の組合員証等について

【引き続き当支部の組合員となる場合】

<新規採用職員、フルタイム再任用職員、共済組合の加入要件を満たす臨時的任用職員・会計年度任用職員等となる方>

引き続き在職中の組合員証等（組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証）が使用できます。

【引き続き当支部の組合員とならない場合】

（退職時に任命権者と組合員の間で、次の任用予定が明らかに認められている場合、任用終了日と次の任用開始日の間に空白期間があっても組合員資格が継続する場合があります。資格が継続するかどうかについては、各任命権者の判断となります。）

●必ず退職時に返納をお願いします。

在職中に使用していた組合員証等

（組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証、その他共済組合が交付している証）は、退職後使用することができません。

●組合員証の返納先

退職時の所属所へ返納

※ 退職後引継ぎ、他支部で採用された方は、転出先の所属所へ組合員証を返納してください。

◆紛失された方

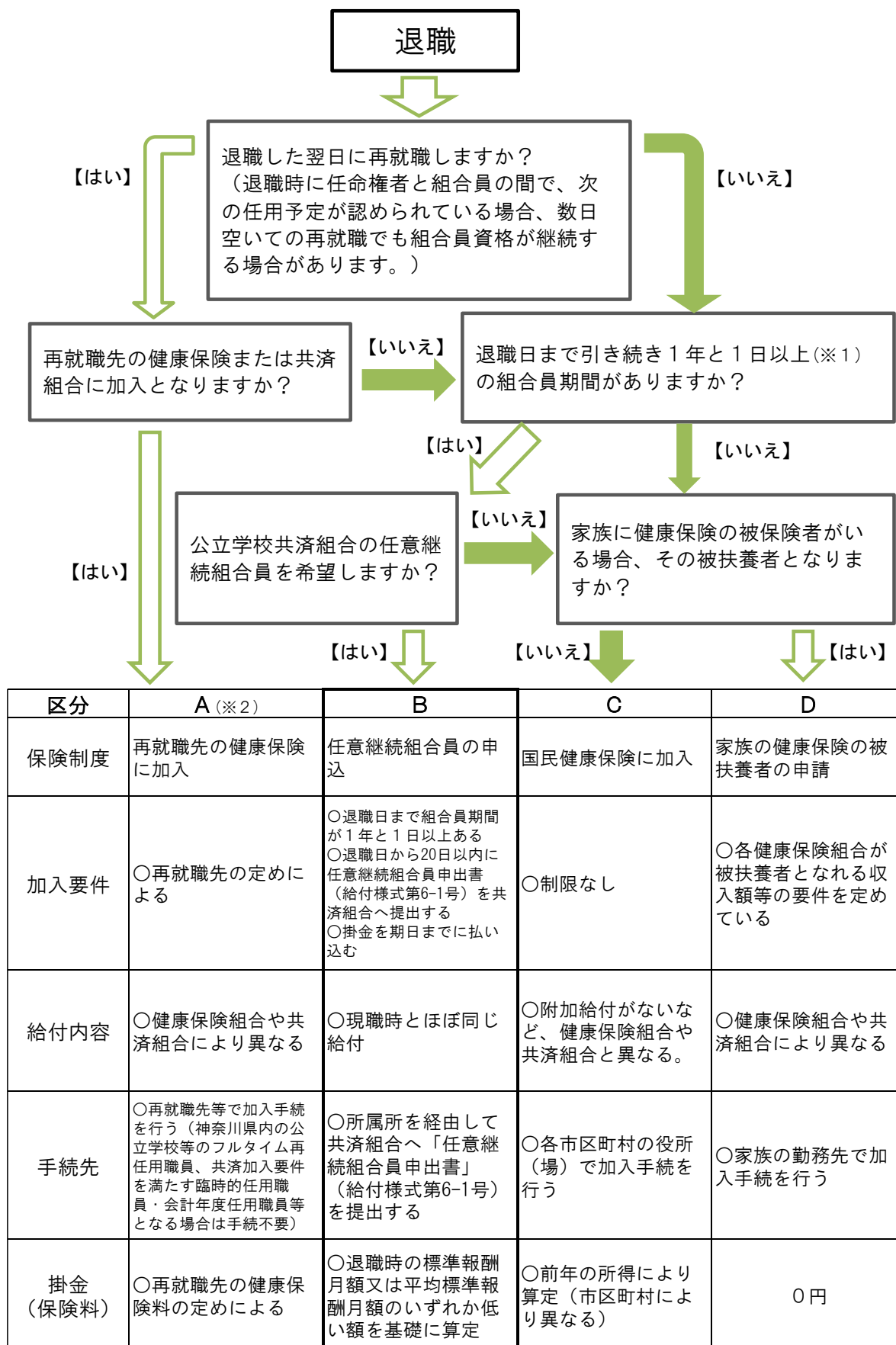
紛失などにより返納できないときは、組合員証等紛失届（給付様式第 3-3 号）を提出してください。（様式は公立学校共済組合神奈川支部ホームページに掲載）

返納せず、誤って組合員証等を使用し、医療機関等を受診した場合は、後日、公立学校共済組合神奈川支部が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

次のページで退職後、どの健康保険に加入するか
フローチャートで確認してみよう！



＜退職後の医療保険（健康保険）制度フローチャート＞



(※1) 令和4年9月30日まで健康保険の被保険者であった方が、10月1日より短期組合員となり、令和4年度末退職する場合、全国健康保険協会などの健康保険の被保険者期間を含みます。(国民健康保険・被扶養者期間・社会保険の任意継続組合員制度を除く)

(※2) Aは強制加入になり、B～Dはそれぞれの要件を満たしている場合に選択ができます。

退職後の医療保険（健康保険）制度について

1 退職後に加入可能な保険制度

〈再任用（再就職）先で加入する医療保険制度〉（P2の表の区分Aの方）

	再任用（再就職先）	加入できる保険	手続等
(1)	神奈川県内の公立学校等のフルタイム再任用職員・フルタイム任期付職員（任用が引き続く場合） 神奈川県内の公立学校等の会計年度任用職員、臨時的任用職員等（短期組合員）（任用が引き続く場合）	公立学校共済組合	【手続】本人は手続不要。 組合員証等の返納も不要。 短期給付（医療保険）や掛金の払込方法は現職時と同様。 【加入要件】①常勤職員の所定勤務時間以上勤務している者で、勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）②週の所定勤務時間及び1か月間の所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上であって、勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）③①、②以外の方で次の要件すべてに該当する者。週20時間以上かつ報酬が月額8万8千円以上で任用期間が2か月と1日以上の見込みでで学生でない場合
(2)	中小民間企業再雇用（再就職）	全国健康保険協会管掌健康保険【協会けんぽ】	【手続】再就職先に確認してください。 加入要件は、再就職先で確認が必要。
(3)	大手民間企業等	組管管掌健康保険【組合健保】	【手続】再就職先に確認してください。 大手企業が独自に設立している健康保険。
(4)	市町村教育委員会、市町村・知事部局、国、国立大学法人、私立学校等の常勤職員等	該当の共済組合	【手続】再就職先で確認してください。（加入要件を満たす場合）
(5)	市町村教育委員会、市町村・知事部局、国、国立大学法人、私立学校等の会計年度任用職員、臨時的任用職員等の短期組合員	該当の共済組合	

〈ご自身で加入する医療保険制度〉（P2の表の区分B・C・Dの方）

対象となる場合等	加入できる保険等	手続等
○再任用（再就職）先で医療保険に加入できない場合（週20時間未満で勤務等） ○自営業者等職場の健康保険に加入できない場合	① 公立学校共済組合の任意継続制度	【要件】公立学校共済組合と協会けんぽや健康保険の加入期間も含めて退職日の前日まで継続して1年と1日以上加入している。（P2(※1)参照） 【手続】公立学校共済組合へ「 任意継続組合員申出書 」（給付様式第6-1号）を退職日から20日以内に提出。（提出期限を超えた場合は加入できません。）※別途通知する期限までに提出した場合は、退職日までに任意継続組合員証を発行します。 【掛金（保険料）】退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額のいずれか低い額が算定の基礎となる。※被扶養者分の掛金の加算はなし。
	② 国民健康保険	【手続】市区町村の役所で行う。※資格喪失証明書が必要となる場合があります。 ⇒ 資格喪失（取消）証明書発行願（給付様式第4-1号）を共済組合へ提出してください。 【掛金（保険料若しくは保険税）】市町村民税額が算定基礎額となります。また、被扶養者という考え方がないため、退職まで公立学校共済組合で被扶養者であった方にも被保険者として掛金（保険料若しくは保険税）が発生します。
	③ 家族の健康保険の被扶養者の認定を受ける	【手続】家族の勤務先で行う。 ※必要書類、給付内容等は各自で事前にお調べください。

次のページからは任意継続組合員制度や実際の手続き方法について説明するよ！



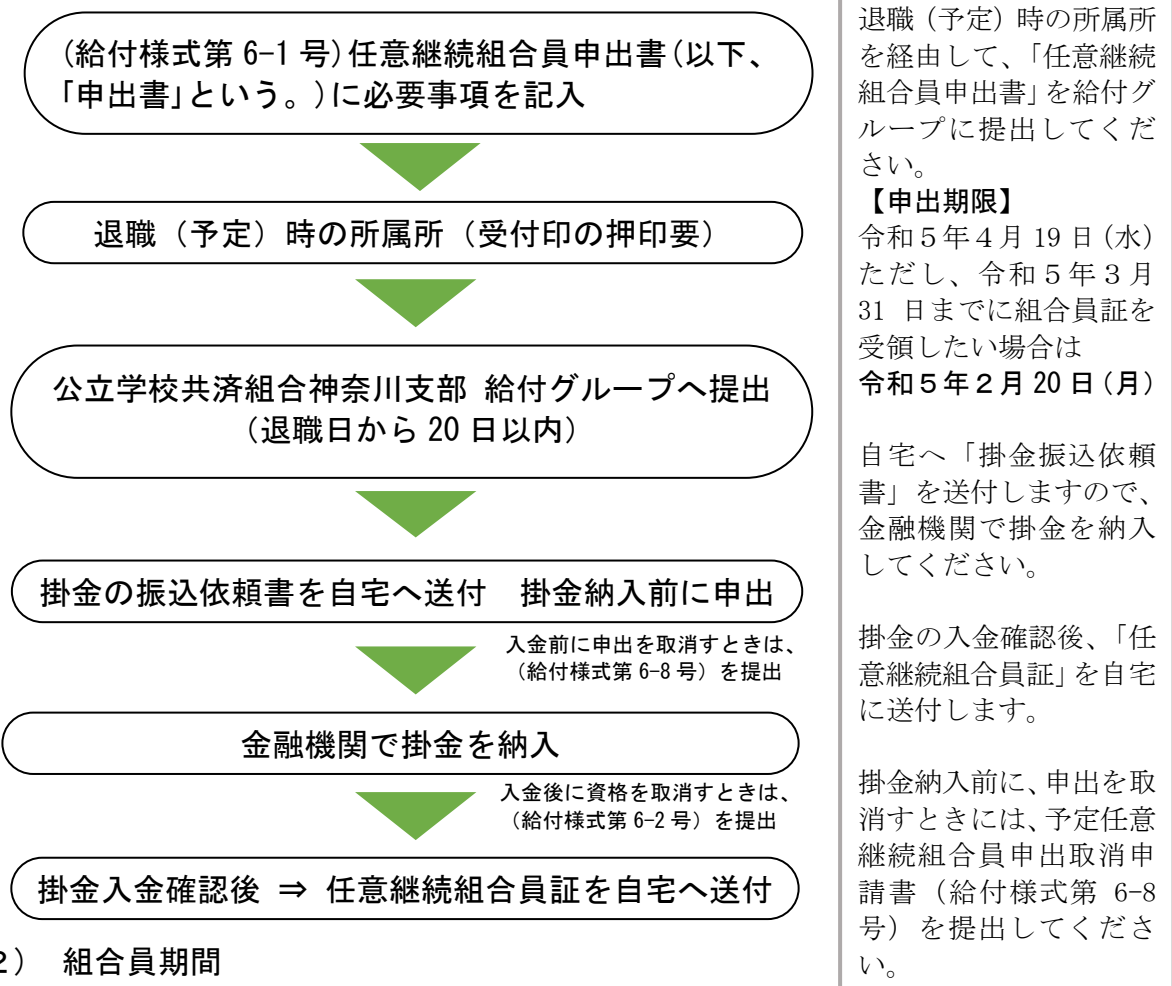
2 任意継続組合員制度

この制度は、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部を除いた（（3）参照）福祉事業を最長2年間、引き続き利用することができる制度です。
（地方公務員等共済組合法第144条の2参照）

任意継続組合員になるための3つの条件

- ① 退職日まで引き続き（※）1年と1日以上組合員期間があること
 - ② 退職の日から起算して20日以内に加入の申出を行うこと
 - ③ 退職の日から起算して20日以内に任意継続掛金を払込むこと
- （※）令和4年9月30日まで健康保険の被保険者であった方が、10月1日より短期組合員となり、令和4年度末退職する場合は、全国健康保険協会などの健康保険の被保険者期間を含みます。（国民健康保険・被扶養者期間・社会保険の任意継続組合員制度を除く）

（1）任意継続組合員証（任意継続被扶養者証）の交付について



（2）組合員期間

退職日の翌日から起算して、**最長2年間**

（申出により、資格喪失ができます。資格喪失日は原則、給付グループが任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第6-2号）を受理した日の翌月の1日となります。ただし、再就職先で健康保険に加入した場合はこの限りではありません。）

(3) 給付等の範囲

ア 退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。ただし、以下の給付は受けられません。（詳しくは、「3 任意継続組合員短期給付一覧表」をご覧ください。）

〈受けられない給付〉

・傷病手当金（※）	・傷病手当金附加金	・出産手当金（※）
・休業手当金	・育児休業手当金	・介護休業手当金

※ 任意継続組合員の加入の有無に関係せず、傷病手当金と出産手当金については、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、退職後から請求することで支給を受けることができます。

また、現在支給を受けている方も継続して支給を受けることができます。

イ 人間ドック事業の対象とはなりません。

ウ レクリエーションガイドの配付はありません。（令和5年3月末まで利用可）

エ えらべる倶楽部の利用はできません。（令和5年3月末まで利用可）

オ 特定健康診査等を実施しています。（40歳以上75歳未満の任意継続組合員と被扶養者の方）

(4) 給付金の支給方法

提出された「申出書」の指定口座に振り込みます。

(5) 被扶養者の認定（扶養する）及び取消し（扶養を外す）

ア 認定する場合

〈在職中の被扶養者を継続して認定する場合〉

「申出書」の被扶養者の登録欄に該当者の氏名を記入してください。（記入されていない場合は継続して認定できません。）

〈新たに被扶養者の認定が必要な場合〉

給付グループに連絡してください。任意継続組合員資格取得後に手続きします。

○収入要件（令和5年4月適用）

被扶養者の収入が年額130万円（恒常的な収入月額：108,334円）未満のときまたは、障害を支給事由とする公的年金等を受けている者と60歳以上の被扶養者の収入が年額180万円（恒常的な収入月額：150,000円）未満のとき。

イ 取消しする場合

〈就職や収入超過、死亡などで、取消事由が発生した場合〉

任意継続組合員被扶養者取消申出書（給付様式第6-3号）に必要な書類を添えて給付グループに送付してください。

※ 任意継続組合員被扶養者証は、必ず返納してください。

(6) 資格の喪失（地方公務員等共済組合法第144条の2第5項参照）

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。

また、資格喪失直後の再加入はできません。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

- イ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。
- ウ 他の健康保険の被保険者となったとき。
(退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合も含む。)
- エ 死亡したとき。
- オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。
(国民健康保険に加入、家族の被扶養者となる場合等)

※ ウ～オに該当する場合は、任意継続組合員資格喪失申出書及び掛金還付請求書(給付様式第6-2号)により資格喪失の申出が必要となります。
なお、エの場合は、家族の方が申出をしてください。

公立学校共済組合の組合員の被扶養者となる場合でも、任意継続組合員の喪失手続は必要です。

(7) 掛金(保険料)

任意継続掛金には、**短期掛金**と**介護掛金**(介護保険第2号保険者:40歳以上65歳未満の方)があります。掛金は任意継続掛金の基礎となる額に掛金率を乗じて得た額が月額掛金額となります。また、掛金は、在職中に事業主が約1/2負担していたため、事業主分を本人が負担することとなり、在職中と比較するとほぼ2倍になります。加入した日の属する月に資格を喪失した場合は、加入月の掛金(1か月分)は徴収します。

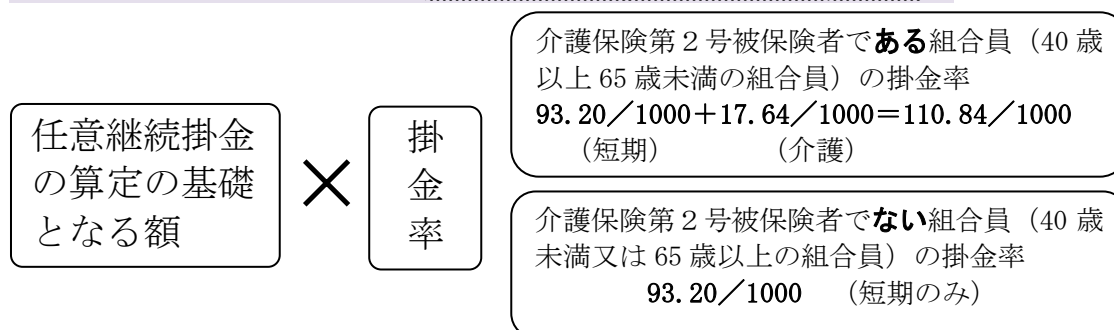
なお、任意継続組合員が資格を喪失し、喪失した日の属する月以後の任意継続掛金が払い込まれている場合は、当該任意継続掛金を還付します。

ア 算定方法

任意継続掛金の算定の基礎となる額は、①か②のいずれか少ない額を標準とし、掛金率を乗じて算定します。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 平均標準報酬月額 410,000円(令和5年度適用)

1か月分の掛金の計算方法(掛金率:令和4年12月現在のもの)



【任意継続掛金の算定例】

平均標準報酬月額が任意継続掛金の算定の基礎額となる方で、その方が介護保険第2号被保険者の場合の1か月の掛金額

(短期)	410,000円	×	$93.20/1000$	=	38,212円	(円未満切捨て)
(介護)	410,000円	×	$17.64/1000$	=	7,232円	(円未満切捨て)
					合計	45,444円

イ 掛金の払込みと払込期日

a 前納払（割引あり）

6か月分又は12か月分を振込依頼書により払込み

b 毎月払（割引なし）

口座登録による自動振替

c 払込期日

資格取得時の月以外の掛金は前払

※ 自動振替による払込みの場合も該当月の前月に自動振替をします。

〈掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合〉

任意継続組合員資格を取得することはできません。また、一旦取得した後でも、掛金が未納になった場合は資格を喪失します。（自動振替による毎月払の方で、口座登録をされなかった場合や口座の資金不足などにより振替不能になった場合も同様）

なお、令和5年3月31日までに任意継続組合員証を受け取りたい方は、「3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の流れ」P10を参照してください。

ウ 掛金払込証明書の発行

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払込まれた年の翌年1月中旬旬に自宅へ発送します。

ただし、年末調整等で「任意継続組合員掛金払込証明書」を発送前に必要な場合は、任意継続掛金払込証明書発行願（給付様式第6-7号）を給付グループあてに郵送してください。

エ その他注意事項

- 平均標準報酬月額：毎年見直され、毎年11月頃に公表
令和5年度は、410,000円です。
- 掛金率：令和4年12月現在のもの
※令和5年度の掛金率：掛金決定通知書に同封する文書でお知らせ予定
- 任意継続組合員証の有効期限：資格取得日から2年間
※2年目の掛金を納入した方は2年目も同じく使用できます。
- 掛金の払込み：1年ごと

〈問い合わせ先〉
公立学校共済組合神奈川支部
給付グループ
電話 045-210-8179

(参考) 掛金の払込方法等比較表

※払込方法は、申込み後の変更はできません。

払込方法	A 自動振替 (みずほ銀行)	C 前納 (6か月)	D 前納 (12か月)
	B 自動振替 (その他の金融機関)		
	毎月	6か月ごと	12か月ごと
指定口座からの自動振替	「振込依頼書」等通知に示す手続きにて金融機関の窓口で一括前納払 (割引あり) ※指定口座からの引き落としはできません。		
A みずほ銀行			
B その他金融機関			
銀行での手続	<p>A・B</p> <p>指定した銀行 (支店) の窓口、「預金口座振替依頼書」を提出してください。</p> <p>●「預金口座振替依頼書」は「任意継続組合員申出書」を提出をされてから自宅に郵送します。</p> <p>●ゆうちょ銀行を御利用の方は、自動振替用に変換した情報 (店名と口座番号を振込用に変換した情報) を「預金口座振替依頼書」に記入後、共済組合に送付してください。(詳しくは、ゆうちょ銀行の窓口で確認してください。)</p> <p>●振込依頼書で掛金を払込む場合、各金融機関の振込手数料は、ホームページ等で確認してください。</p>		
納付日	<p>A ●みずほ銀行は毎月25日</p> <p>令和5年3月31日 (金) あるいは神奈川支部の定める払込期日</p> <p>B ●みずほ銀行以外の金融機関は毎月20日</p> <p>前納払のため、翌月分が引落としされます。(20日、25日が土、日、祝日の場合は、翌営業日)</p> <p>令和5年2月20日 (月) までに、任意継続組合員申出書 (給付様式第6-1号) を給付グループが受理できた組合員の方の掛金の割引率は最大となります。</p> <p>令和5年3月1日 (水) 以降に受理した方は、割引率が若干下がります。(次の前納の割引についてを参照ください。)</p>		
その他	<p>※ 任意継続掛金の種類は2種類です。【短期掛金】【介護掛金】 (介護掛金は40歳～64歳の方のみ)</p> <p>A・B</p> <p>●金融機関に「預金口座振替依頼書」を提出し、事務手続が完了するまでは、共済組合から送付する「振込依頼書」を使って、金融機関の窓口で払込みしてください。</p> <p>B</p> <p>●みずほ銀行以外の金融機関から口座振替を希望する場合は、指定した金融機関の窓口での手続終了後、「預金口座振替依頼書」の2枚目を共済組合へ送付してください。</p> <p>●前納の割引について (令和4年12月現在の掛金率をもとに作成)</p> <p>例) 令和4年度平均標準報酬月額 (410,000円) が任意継続掛金の算定の基礎となる場合 (介護掛金あり)</p> <p>(1) 3月31日までに納付した場合の年間の掛金額 (2月20日までに任意継続組合員申出書 (給付様式第6-1号) を共済組合へ提出した方)</p> <p>【毎月払】 45,444円 (短期+介護掛金) ×12か月=545,328円</p> <p>【6か月前納】 539,134円 (毎月払より 6,194円お得)</p> <p>【12か月前納】 533,899円 (毎月払より11,429円お得)</p> <p>(2) 4月1日以降に納付した場合の年間の掛金額 (3月1日以降に任意継続組合員申出書 (給付様式第6-1号) を共済組合へ提出した方)</p> <p>【毎月払】 45,444円 (短期+介護掛金) ×12か月=545,328円</p> <p>【6か月前納】 540,016円 ((1)の毎月払より 5,312円お得)</p> <p>【12か月前納】 535,647円 ((1)の毎月払より 9,681円お得)</p>		

3 任意継続組合員 短期給付一覧表 (令和5年1月20時点)

次の給付金については、請求手続が必要になりますので、給付グループに請求してください。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	必要書類等
本人の病気や負傷	療養費	(1)やむを得ない事情により任意継続組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき	規定に基づき共済組合で算定した額の7割 〔義務教育就学前までは8割、70歳以上の現役並所得者以外は8割、70歳以上現役並所得者は7割〕	●療養費請求書 ・診療報酬明細書（レセプト） ・領収書の原本
		(2)保険診療において、保険医が治療上必要であると認めたととき ●関節用器具等治療用器具、小児弱視等治療用眼鏡 ●はり師・きゅう師の施術を受けることを同意した場合 ●あんま・マッサージ・指圧師の施術		★治療用器具 ・器具証明書等 ・領収書（原本）（内訳書含む） ・医師の同意書 ★はり師等 ・医師の同意書 ・療養費支給申請書 ・領収書（原本）
被扶養者の病気や負傷	家族療養費	療養費と同じ		●家族療養費請求書 ・添付書類は、療養費と同じ
移送	移送費 家族移送費	任意継続組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合等	健康保険法に規定する「算定の例」により算定した最も経済的な経路・方法により移送された場合の旅費により算定した額	●移送費・家族移送費請求書 ・移送に要した費用の証明書等
出産	出産費 (同附加金)	任意継続組合員が出産したとき 出産のみでなく、妊娠85日以上で死産及び流産についても対象となります。	420,000円 (産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産した場合 408,000円) 附加金 50,000円	●出産費請求書 ・直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し ・医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し
	家族出産費 (同附加金)	被扶養者である家族が出産したとき 要件は出産費と同じ	420,000円 (産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産した場合 408,000円) 附加金 50,000円	●家族出産費請求書 (添付書類は出産費に同じ)
死亡	埋葬料 (同附加金)	任意継続組合員が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	●埋葬料請求書 ・遺族等に関する届出書 ・死体埋火葬許可書の写し ※被扶養者以外が請求する場合、埋葬に要した費用に関する証拠書類（葬儀領収書の原本等）
	家族埋葬料 (同附加金)	被扶養者が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	●家族埋葬料請求書 ・死体埋火葬許可書の写し
	弔慰金	任意継続組合員が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算定の基礎となる額1か月分の額	●弔慰金請求書 ・災害状況報告書 ・市区町村又は警察の事故証明書等
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算定の基礎となる額1か月分額の7割	●家族弔慰金請求書 ・弔慰金に同じ
災害	災害見舞金	非常災害により任意継続組合員及び被扶養者の住宅や家財に損害を受けたとき ※災害の程度により給付されない場合や現地調査が必要となる場合があります。	損害の程度により任意継続掛金の算定の基礎となる額に0.5か月分から3か月分を乗じた額	●災害見舞金請求書 ・災害状況報告書（住居・家財） ・市区町村又は消防署長の「り災証明書」 ・被災状況のわかる写真

※ 受けられない給付は傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金です。ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

4 令和5年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の手続等について

(給付様式第6-1号)任意継続組合員申出書(以下、「申出書」という。)に必要な事項を記入して退職(予定)時の所属所長に提出する。(所属所の受付印が必要です)

○再就職の勤務時間等が決定していない方、迷っている方は、申込みを行ってください。

所属所を經由して、**2月20日(月)までに給付グループへ「申出書」を送付(必着)**してください。(共済組合が受理する日が受付日です)。

共済組合から自宅に送付するもの(3月10日頃) ○全ての方に送付 △対象者のみ送付
○ 掛金決定通知書
○ 振込依頼書(介護保険の被保険者ではない組合員は短期掛金分のみ)
○ 手続の御案内
△ 預金口座振替依頼書(掛金支払方法を自動振替で希望されている方のみ)

《本人が行う手続》 ※この手続は必ず行ってください。

○ 金融機関の窓口で、振込依頼書を使用して3月17日(金)までに掛金を払い込む。
(3月17日までに払込みをされた方については、3月31日までに受領できるよう組合員証及び「任意継続組合員になられた方へ」という小冊子を送付します。)

〈口座登録し毎月の**自動振替**を希望の方〉(申出書のA及びBを選択された方)

○ 口座振替登録に要する期間分(4~5月分)の掛金を振込依頼書等通知に示す手続にて払込みをしてください。

〈6か月**前納**又は12か月**前納**を選択された方〉(申出書のC及びDを選択された方)

○ その全額を振込依頼書等通知に示す手続にて払込みをしてください。(金融機関で渡された領収書は年末調整等で利用できます。大切に保管してください。)

前納を選択された方
(申出書のC及びD)

自動振替の方

「申出書」の掛金の払込方法が自動振替(掛金振込方法の記入がA及びB)の方は、自動振替に必要な口座登録の手続を同封の「預金口座振替依頼書」により金融機関で必ず行ってください。
○組合員証(被扶養者証)は、入金確認後に、自宅へ送付します。

自動振替の方

前納（6か月又は12か月）
（申出書のC及びD）
選択された方

〈みずほ銀行を御利用の方〉（申出書のAを選択された方）

○口座が開設されているみずほ銀行窓口において、期限までに手続きする。その後、みずほ銀行の集約センターより共済組合に預金口座振替依頼書が送付され、手続きが完了します。

〈みずほ銀行以外の金融機関を御利用の方〉（申出書のBを選択された方）

- ① 口座が開設されている金融機関の窓口において手続きをする。
- ② 御自身で期日までに給付グループに「収納企業用 預金口座振替依頼書」を提出する。

○毎年、「収納企業用 預金口座振替依頼書」の提出がないために、口座登録できない方がいますので御注意してください。

掛金の入金確認後、共済組合から自宅に送付するもの

- ・任意継続組合員証（被扶養者証）
- ・「任意継続組合員になられた方へ」

手続完了

- 任意継続組合員証（被扶養者証）は、4月1日以降に使用してください。
- 退職前の組合員証（被扶養者証）は、4月1日以降は使用することはできません。必ず、退職時の所属所に返納してください。

任意継続組合員の申出を取り消す事由が発生した場合には、掛金納入前と納入後では手続が異なります。

○掛金納入前に、申出を取り消す事由が発生した場合

→「予定任意継続組合員申出取消申請書」（給付様式第6-8号）を提出してください。

○掛金納入後に、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合

→任意継続組合員証（被扶養者証）を早急に共済組合へ返納するとともに、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第6-2号）※の提出が必要です。（資格喪失日の確認のため、**新しい健康保険証等の写しの添付が必要です。**）

※任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第6-2号）は、掛金納入後に送付します「任意継続組合員になられた方へ」という小冊子に添付します。

○2月21日から4月1日までに申出書を提出した方

上記と同様の流れですが、掛金決定通知書等を4月1日以降受付順に送付することになりますので、組合員証等の受取も4月1日以降になります。（ただし、組合員証等の資格取得日は令和5年4月1日になります。）

※ 各様式は、公立学校共済組合神奈川支部「様式ダウンロード」にも掲載しています。